定款

株式会社 ホテル、ニューグランド

株式会社 ホテル、ニューグランド定款

平成 4年2月27日 (変更) 平成 6年2月25日 (変更並に追加) 平成 9年2月27日 (変更) 平成12年2月25日 (追加) 平成14年2月27日 (変更並に追加) 平成15年2月27日 (変更並に追加) 平成19年2月26日 (変更並に追加) 平成21年2月26日(変更並に追加) 平成27年2月26日(変更並に追加) 平成28年2月25日(変更並に追加) 平成29年2月23日(変更並に追加) 平成31年2月21日(変更並に追加) 令和5年2月22日(変更並に追加)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ホテル、ニューグランドと称し、英文では HOTEL NEWGRAND CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 内外顧客の宿泊、料理飲食及び貸席
 - (2) 煙草、切手等物品の販売
 - (3) 食堂、売店の経営及び食品の加工販売
 - (4) 駐車場の経営
 - (5) 不動産の賃貸及び管理
 - (6) 旅行業法に基づく旅行業
 - (7) 酒類小売業
 - (8) 損害保険代理業その他の保険媒介代理業
 - (9) 労働者派遣事業
 - (10) ホテル及び宿泊・料飲施設等の経営、運営、業務の受託及び技術指導
 - (11) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を横浜市に置く。

(公告方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

- 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、460万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- **第8条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって予め公告して、一定の 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、そ の権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

- 第12条 定時株主総会は毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (招集権者及び議長)
- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、 予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも って行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項 は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選 任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 前項の規程にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び専務取締役、 常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、その開催日より3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- **第24条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 - 2 議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任 することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項 は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名す る。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを 区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会 社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠 償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除す ることができる。
 - 2 当会社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任 を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、同法 425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。

第5章 監查等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、その開催日より3日前までに各監査等委員に対して 発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電 子署名する。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監查人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令 に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によっ て定めることができる。

(剰余金の配当等の基準日)

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以上